

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	松阪市寝たきり高齢者等紙オムツ給付事業申請書綴	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	寝たきり高齢者等へのオムツ給付の基礎資料とするため	
記録項目	1 整理番号、2 氏名、3 性別、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 住所、7 印影、8 課税状況、9 家族状況、10 親族・続柄、11 居住状況、12 心身の機能の障害	
記録範囲	申請者、対象者、対象者の世帯員	
記録情報の収集方法	本人、介護保険課、市民税課、戸籍住民課、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、親族	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 総務部総務課及び各地域振興局地域振興課 （所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 及び各地域振興局所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	寝たきり高齢者等紙オムツ給付事務	

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 25 日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民自治協議会別対象者名簿	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者を敬うための住民協議会の活動を支援し、住民協議会の活動の活性化及び運営の安定化を図るため	
記録項目	1 整理番号、2 氏名、3 性別、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 住所、7 印影	
記録範囲	松阪市に住民登録のある 65 歳以上の高齢者	
記録情報の収集方法	戸籍住民課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	住民自治協議会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 総務部総務課及び各地域振興局地域振興課	
	（所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 及び各地域振興局所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	地域敬老事業推進特別交付金事業	

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 25 日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	地域包括支援センターにおける実態把握訪問関係綴（訪問結果報告票）	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	65 歳以上の高齢者が要介護状態等になることを予防する。地域の高齢者が自ら主体的に介護予防に資する活動の育成、支援を行う。	
記録項目	1 整理番号、2 氏名、3 性別、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 住所、7 印影、8 職業・職歴、9 所得・収入、10 課税状況、11 家族状況、12 親族・続柄、13 居住状況、14 意見・要望、15 病歴、16 心身の機能の障害、17 健康診断等の結果、18 医師等による心身状態の改善指導・診療・調剤	
記録範囲	第1号被保険者のすべての者及びその支援のための活動に関わる者	
記録情報の収集方法	本人、介護保険課、地域福祉課、保護課、健康づくり課、保険年金課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関、三重県国保連合会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	健康づくり課、委託先介護予防事業所、三重県国保連合会、社会福祉協議会、医療機関、地域包括支援センター、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 総務部総務課及び各地域振興局地域振興課 （所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 及び各地域振興局所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）に関する事務、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）に関する事務	

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 25 日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	地域包括支援センターにおける実態把握事業	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	65 歳以上の高齢者が要介護状態等になることを予防する。地域の高齢者が自ら主体的に介護予防に資する活動の育成、支援を行う。	
記録項目	1 整理番号、2 氏名、3 性別、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 住所、7 印影、8 職業・職歴、9 所得・収入、10 課税状況、11 家族状況、12 親族・続柄、13 居住状況、14 意見・要望、15 病歴、16 心身の機能の障害、17 健康診断等の結果、18 医師等による心身状態の改善指導・診療・調剤	
記録範囲	第1号被保険者のすべての者及びその支援のための活動に関わる者	
記録情報の収集方法	本人、介護保険課、地域福祉課、保護課、健康づくり課、保険年金課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関、三重県国保連合会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	健康づくり課、委託先介護予防事業所、三重県国保連合会、社会福祉協議会、医療機関、地域包括支援センター、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 総務部総務課及び各地域振興局地域振興課 （所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 及び各地域振興局所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）に関する事務、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）に関する事務	

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 25 日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合事業サービス費給付費通知に関すること	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	要支援者等（要支援 1・2 と認定された高齢者及び総合事業対象と認定された高齢者）に対して必要な支援を行う介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する事業を行うため。	
記録項目	1 整理番号、2 氏名、3 性別、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 住所、7 印影、8 職業・職歴、9 所得・収入、10 課税状況、11 口座番号等、12 家族状況、13 親族・続柄、14 婚姻歴、15 居住状況、16 病歴、17 心身の機能の障害、18 健康診断等の結果、19 医師等による心身状態の改善指導・診療・調剤	
記録範囲	介護認定で要支援と認定された方及びチェックシートで総合事業対象者と認定された方	
記録情報の収集方法	本人、介護保険課、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、三重県国保連合会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	介護保険課、保護課、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、三重県国保連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 総務部総務課及び各地域振興局地域振興課	
	（所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 及び各地域振興局所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）に関する事務	